

## ながの結婚応援パスポート利用規約

### (趣旨)

第1 この規約は、「ながの結婚応援パスポート事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、新婚夫婦又は結婚等を予定しているカップルが利用登録を行い、各種サービスを受けるに当たり、必要な事項を定める。

### (利用対象者)

第2 本事業は、新婚夫婦又は結婚等を予定しているカップルを対象とする。

### (利用者の登録の手續)

第3 本事業の利用を希望する者は、次の各号に定める方法で、登録等を行うこととする。

(1) ながの電子申請サービスにより申込みを行う。

(2) 「ながの結婚応援パスポート利用登録申込書(兼再交付申込書)」(様式1)により申込みを行う。

2 県は、前項第1号及び第2号に定める申込みを受けたときは、内容を確認し、パスポートを交付する。

3 県は、利用登録者が、第1項に定める申込みを行ったときに、県と利用登録者との権利義務関係について、この規約の内容に同意したものとみなす。

### (パスポートの利用等)

第4 利用登録者は、協賛店舗等において特典を受けようとするときは、原則としてパスポートを提示することとする。ただし、協賛店舗等が提示を必要としない場合はこの限りではない。

2 パスポートは、利用登録者のみが利用できるものとし、それ以外の者に貸与又は譲渡することはできない。また、複製してはならない。

3 利用登録者は、登録内容に変更が生じたときや、パスポートを紛失又は毀損したときは、「ながの結婚応援パスポート利用登録申込書(兼再交付申込書)」(様式1)により、再登録の申込みを行うこととする。

### (パスポートの有効期限)

第5 パスポートの有効期限は、次のとおりとし、期限を過ぎた場合は使用してはならない。

(1) 新婚夫婦については、結婚等した月の翌年同月末日を期限とする。

(2) 結婚等を予定するカップルについては、結婚等を予定する月の翌月末日を期限とする。

### (利用登録の取消し)

第6 県は、利用登録者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

(1) この規約に違反した場合

(2) その他利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合

2 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めな

い。

(個人情報保護)

第7 県は、業務に係る個人情報は、長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号）に基づき、業務目的の達成のために必要な範囲内で収集することとし、本業務において知り得た個人情報については、条例第5条第2項に基づき、各業務目的以外で使用しないこととする。

(保証の否認及び免責)

第8 ホームページ等における情報の掲載は、各協賛店舗等の協力により提供するものであり、県は掲載された情報の完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではない。

- 2 県は、利用登録者と協賛店舗等との間の実際の取引等には一切関与しない。本事業に関連して利用登録者及び協賛店舗等に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。
- 3 第1項及び第2項に規定するもののほか、本事業に関連して利用登録者と協賛店舗等、その他第三者との間で生じたトラブルに対し、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切免責されるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第9 利用登録者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡又は転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとする。

(協議解決)

第10 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、協賛店舗等、利用登録者及び県が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとする。

(規約の変更)

第11 この規約の内容は、必要に応じ、協賛店舗等及び利用登録者の事前の承諾を得ることなく、県において変更することがある。

(委任)

第12 この規約に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別途定める

附則

この規約は、令和4年6月9日から施行する。

(様式1)

ながの結婚応援パスポート利用登録申込書（兼再交付申込書）

年 月 日

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課 行

ながの結婚応援パスポート利用規約に同意し、次のとおり申し込みます。

(フリガナ)	セイ	メイ
申込者1氏名	性	名
(フリガナ)	セイ	メイ
申込者2氏名	性	名
結婚等（予定） 年月日		
電話番号	※日中連絡の取れる番号を記入してください。	
【申込者1】 メールアドレス		
【申込者2】 メールアドレス		
申込者状況	新婚夫婦 ・ 結婚等を予定しているカップル	
誓約書 (□を記入)	私は、次の事項に該当する者であることを誓約します。 ① 新婚夫婦の場合 結婚等してから1年以内であり、次のいずれかに該当していること。 <input type="checkbox"/> 少なくとも申込者のどちらか一方は、県内に住所を有していること。 <input type="checkbox"/> 少なくとも申込者のどちらか一方は、1年以内に県内に居住することを誓約すること。 ② 結婚等を予定しているカップルの場合 1年以内に結婚等を予定しており、次のいずれかに該当していること。 <input type="checkbox"/> 少なくとも申込者のどちらか一方は、県内に住所を有していること。 <input type="checkbox"/> 少なくとも申込者のどちらか一方は、1年以内に県内に居住することを誓約すること。	

申込みの際は、返送用の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封の上、下記まで送付してください。

<申込先>

〒380-8570（住所記載不要）

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課 行